

## 令和４年度

## 一般道道モアシヨロ原野螺湾足寄停車場線

## モアシヨロ原野地区の環境影響に関する懇談会設置要領

## (目的)

第１ 活発な火山活動を続けている雌阿寒岳の麓に位置するオンネトー湖周辺からの避難路に位置付けられている一般道道モアシヨロ原野螺湾足寄停車場線の道路整備の計画策定にあたり、当該地域は阿寒国立公園内に位置し優れた自然環境を有していることから、学識経験者から意見を聴取し周辺環境に配慮した高度な社会資本整備を行うため、「令和４年度一般道道モアシヨロ原野螺湾足寄停車場線モアシヨロ原野地区の環境影響に関する懇談会」を設置する。

## (議題)

第２ 懇談会の議題は次のとおりとする。

- (1) 環境調査計画に関する意見聴取
- (2) 調査結果に関する意見聴取
- (3) 環境影響に関する意見聴取

## (構成)

第３ 懇談会は、座長１名及び構成員６名をもって構成する。

２ 構成員は、次の専門分野の学識経験者のうちから十勝総合振興局長が選任する。

- (1) 動物
- (2) 鳥類（シマフクロウ）
- (3) 鳥類（鳥類一般）
- (4) 植物
- (5) 魚類
- (6) 地質
- (7) 自然災害科学

(運営)

- 第4 懇談会は、必要に応じて十勝総合振興局長が招集し、主催する。
- 2 懇談会に座長を置き、十勝総合振興局長が指名する。
  - 3 座長は、懇談会の意見交換会の議事進行をする。
  - 4 座長が欠席する場合は、座長があらかじめ選任した構成員がその職を代理する。

(構成員の任期)

- 第5 構成員の任期は、選任の日から令和5年3月31日までとする。

(報償費等)

- 第6 会議、現地調査及びワークショップの実施に対し、道は構成員に報償費及び旅費を支給する。
- 2 報償費及び旅費の額は、北海道特別職職員給与等に関する条例第6条別表第2に定める額に準じた額とする。

(庶務)

- 第7 懇談会の庶務は、十勝総合振興局帯広建設管理部事業室道路課が担当する。

(雑則)

- 第8 この要領に定めるもののほか、懇談会の運営その他の必要事項は、懇談会に諮り、十勝総合振興局長が定める。

附 則

この要領は、令和4年9月13日から施行する。